

那覇市歯科技工士法に基づく届出済証明書交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)第21条第1項に規定する歯科技工所の届出事項に係る届出済証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(申請)

第2条 法第21条第1項の規定により届出をした者は、保健所長に対し、歯科技工所届出済証交付申請書(第1号様式)により届出済証明書の交付を申請することができる。

(交付)

第3条 保健所長は、前条の申請書が提出された場合において、内容を審査したうえ、申請者に対し、歯科技工所届出済証明書(第2号様式)を交付するものとする。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年3月17日から施行する。

第 1 号様式(第 2 条関係)

年 月 日

那覇市保健所長 宛

申請者
(開設者) 住 所
フリガナ
氏 名
電話番号
〔 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名 〕

歯科技工所届出済証交付申請書

歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 21 条第 1 項の規定による届出事項について届出済証明書を
交付されるよう申請します。

1 歯科技工所	名 称	(フリガナ)			
	開設の場所	〒			
		TEL		FAX	
2 開設者の氏名					
3 開設年月日		年 月 日			
4 申請目的					

第 2 号様式(第 3 条関係)

第 年 月 号 日

開設者 (申請者) 住所
氏名 様

那覇市保健所長 印

歯科技工所届出済証明書

次のとおり歯科技工士法(昭和 30 年法律第 168 号)第 21 条第 1 項に基づく歯科技工所の届出事項に相違ないことを証明する。

1 歯科技工所	名 称	
	開設の場所	
2 開設者の氏名		
3 開設年月日		年 月 日